

原規規発第1501209号
平成27年1月20日

行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成26年12月22日付で、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称
別紙1のとおり
2. 不開示とした部分とその理由
別紙2のとおり

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、異議申立てをすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について異議申立て（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（ただし、当該決定の日の翌日から起算して原則として1年以内）に行うこともできます。

3. 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

（2）情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成27年1月26日（月）から 2月25日（水）（土・日曜日及び祝日を除く。）
9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

<準備日数>「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発

送予定。

<郵送料（見込額）>

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

- (4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について
(該当する□にレ点が記載してあります。)

- 希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

- 希望の方法及び日時によることは可能です。

<実施の方法> 写しの送付 <実施の日時>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

- 希望の方法及び日時によることはできません。

<実施できない理由>

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）付

電話番号：03-5114-2119

(注) 行政文書の開示の実施方法等申出書は、3. (2) の情報公開窓口宛てに提出してください。

〈説明事項〉

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1. の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3. (2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4. 「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することができますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。
なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、4. 「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。

開示する行政文書の名称

1. RE: 貞観地震津波（2009年9月3日18:14のメール）
2. 福島第一・第二原子力発電所の津波評価
3. 石巻・川内平野における869年貞観津波の数値シミュレーション
4. 佐竹健治・行谷佑一・山木滋「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」『活断層・古地震研究報告』第8号（2008年）pp.71-89
5. 福島県浜通り調査位置図
6. パーカッション式採土器の概要
7. 電力共通研究及び津波評価部会審議事項について
8. 現状分析・検討内容一覧
9. 福島地点の津波評価に関する専門家への相談結果

不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示部分及びその理由
1. RE : 貞觀地震津波（2009年9月3日18:14のメール）	<p>左記の行政文書中、1頁目の記載内容のうち、4行目、5行目、8行目、21行目、24行目、36行目及び37行目に記載されている個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、1頁目の記載内容のうち、21行目及び37行目に記載されている法人の職員のメールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、2頁目の記載内容のうち、2行目に記載されている法人の電話番号及び3行目に記載されている法人のFAX番号については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、1頁目の記載内容のうち、2行目及び20行目に記載されている公務員のメールアドレスについては、職務に使用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、各職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため、不開示とした</p>
8. 福島地点の津波評価に関する専門家への相談結果	左記の行政文書中、1頁目の「専門家」欄に記載されている個人の氏名及び役職については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。

(別紙)

1. 開示の実施の方法等について

*下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A3又はA4判文書				
閲覧 (①) 14 枚 (うち両面)	①閲覧	100枚までにつき100円	100 円	無料 円
6 枚 (うちカラー)	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	200 円	無料 円
12 枚 *複写 (②～⑥) 20 枚	③複写機によりカラーで複写したものの交付 (カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	320 円	20 円
FD 1枚 CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	④スキャナにより電子化し FDに複写したものの交付	FD 1枚につき50円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	250 円	無料 円
	⑤スキャナにより電子化し CD-Rに複写したものの交付	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	300 円	無料 円
	⑥スキャナにより電子化し DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	320 円	20 円

(注1) 開示実施手数料は基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料（見込額）（※該当する□にレ点が記載しております。）

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したものの交付	通常郵便物 <input checked="" type="checkbox"/> 定型外 <input type="checkbox"/> 一般小包	140円
FDの送付	通常郵便物	定型外 120円
CD-Rの送付	通常郵便物	定型外 140円
DVD-Rの送付	通常郵便物	定型外 140円

行政文書開示請求書

平成 26 年 12 月 19 日

原子力規制委員会委員長 殿

氏名又は名称： (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

添田孝史

住所又は居所： (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

〒 [REDACTED]

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

平成 21 年 9 月 7 日ごろ、東京電力から保安院になされた貞観津波についての説明に関連して、保安院が保持する文書、作成した文書、協議した記録等、保有する文書一式。

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 (_____)

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1 件 300 円)		(受付印)
------------------------	--	-----------

※この欄は記入しないでください

担当課	
備考	